

「保険証」について

保険証には、使用開始日は載っていますが、使用できなくなる日は載っていません。

ここで質問！

協会一郎さんは、現在高校生。父の健康保険に「被扶養者」として加入しています。父が勤めていた会社を退職しました。

使用していた保険証はいつまで使用できると思いますか？

1. 退職後もずっと使用できる
2. 治療中の病気やケガであれば退職後も使用できる
3. 退職後1ヶ月まで使用できる
4. 退職後は使用できない

何番が正解？

4

「保険証」について

■保険証を取り扱う際の注意！

1. 保険証は、紛失しないように大切に保管しましょう

保険証は一人1枚ずつ交付されます。

大切に保管し、紛失や盗難に十分注意してください。

2. 保険証は、必ず携行しましょう

保険証は医療機関に受診する際には、毎回窓口に提示してください。

保険証を提示することにより、一部負担金を支払うことで療養の給付を受けることができます。

3. 退職したら保険証は速やかに返却しましょう

会社から交付された保険証が使用できるのは退職日までです。

退職後は、すみやかに新しい保険証に切り替えましょう。

退職後も誤って保険証を使用した場合、後日、医療保険者から医療費の返金のお知らせ（総医療費の7~9割）が届きます。

「保険証」について

保険証の記載内容

保険では、事業所にお勤めの方を「被保険者」といい、収入が一定未満で、被保険者に扶養される方を「被扶養者」といいます。

本人（被保険者）

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00111
	平成26年 6月25日交付	
①	記号 21700023 番号 21	
②	氏名 協会 太郎	
	生年月日 平成 元年 5月 10日	
	性別 男	
	③ 資格取得年月日 平成 26年 6月 1日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> - <input type="radio"/> - <input type="radio"/>	

家族（被扶養者）

健康保険 被保険者証	家族（被扶養者）	01111
	平成26年 6月25日交付	
①	記号 21270023 番号 21	
	氏名 協会 花子	
	生年月日 昭和 18年 10月 1日	
	性別 女	
	③ 認定年月日 平成 26年 6月 1日	
	被保険者氏名 協会 太郎	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> - <input type="radio"/> - <input type="radio"/>	

- ① 「記号」「番号」・・・健康保険の給付手続き等を行う際に使用します。被保険者と被扶養者には同じ記号番号が付番されています。
- ② 「被保険者氏名」・・・健康保険の給付手続きは、原則として被保険者が行います。被扶養者の保険証にも被保険者の氏名が記載されています。
- ③ 資格取得年月日（被扶養者は「認定年月日」）・・・この日から保険証が使用できます。